

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

SK2019021, 19-008

③施設の情報

名称：清心慈愛園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：平田哲男	定員（利用人数）：	50名
所在地：福岡県三井郡大刀洗町大字山隈 377		
TEL：0942-77-1538	ホームページ： https://jiaikai-fuk.or.jp/pages/19/	
【施設の概要】		
開設年月日 西暦 1950年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 慈愛会		
職員数	常勤職員：40名	非常勤職員：10名
有資格職員数	（資格の名称）	
	社会福祉士	6名
	看護師	1名
	臨床心理士	2名
	管理栄養士	1名
	調理師	3名
	保育士	14名
	社会福祉主事	11名
	准看護師	1名
施設・設備の概要	（居室数）	22室
	（設備等）	
	小学生居室 8部屋	各4名 24㎡
	中高生居室 14部屋	各2名 17㎡
	ティールーム1 2部屋	27㎡
	ティールーム2 2部屋	45㎡
	食堂	117㎡
	医務室・静養室	各14㎡
	学習室 2部屋	各32㎡
	会議室	47㎡
	地域交流室	390㎡
事務室	52㎡	

④理念・基本方針

【理念】

私たち一人ひとは、愛される者として存在している。私たちは、利用者一人ひとりを大切な独自の存在として尊重しなければならない。それは、利用者にかかわる職員が、先ず心を開いて自分があるがままに受け入れ、生命を与えられたことに感謝し、同時にお互いをひとりの大切な人として認め合うことから始まる。私たちは、ひとりの人から、ひとりの人へという触れ合いを、何よりも大切にしたい。

【基本方針】

清心慈愛園は、児童福祉法第1条に規定した児童福祉の理念に沿い、キリスト教的人間観に基づいて、家庭的な雰囲気の中で一人ひとりの個性を大切にしながら、児童を中心とした運営を心がけ、将来社会の健全な一員となるよう養育及び自立支援を方針とする。

○養護目標

- ①相手の事を思いやる（謙虚と助け合い）
- ②自分のことは自分でする（自立と責任）
- ③物を大切に扱う（経済観念）

⑤施設の特徴的な取組

- エンジェルサロン・だっこボックス
- ふくおかライフレスキュー事業
- 人事考課制度
- 将来構想 大刀洗3施設合同で取り組み
- 子育て短期支援事業
- フォスタリングチェンジプログラム
- 福岡県里親支援機関 OHANA

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	2020年6月29日（契約日）～ 2021年3月31日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

○子どもの養育・支援にかかる記録の適正化や情報の共有化の推進について

- ・自立支援計画の策定、評価・見直し、その他記録が適切になされ、職員間の情報共有の仕組みが整備されています。
- ・各会議等で事業の執行状況を看護師・栄養士・心理職の専門的な知見を生かしながら横断的に把握し、職員間で情報共有を図るとともに、会議録の記録閲覧の際に重要な点が容易

に確認できるように記述や色分けなど工夫が施されています。

○職員の教育・研修体制の確立による職員一人ひとりの教育・研修等の機会の確保・充実および人材育成の推進について

- ・法人の人材育成の方針に基づき、キャリアアップに対応した職員手帳を全職員に配付し、人材育成の一環として活用しています。
- ・職員が自己のキャリアデザインを描けるように各自の目標に沿った支援を行うとともに、職員自身が目標達成の程度とその過程を逐次確認していけるような仕組みを構築しています。

○子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援の取組および質の確保の取組について

- ・職員は日ごろから子どもとのかかわりを大切にしながら、子ども会や日常生活の中で子どもの細かな変化を見逃さないように留意し、子どもが安心して生活できるような支援に取り組んでいます。
- ・子どもの主体性を尊重し、子どもたちの生活は子どもたちでつくるという考え方の下、ルールの必要性を伝えながらも子ども自身や周りの状況を踏まえ、できるだけ柔軟に対応し、生活の実感を保てるように配慮しています。
- ・子ども自身が意欲的に自信をもって判断・行動できるように、職員は日ごろから子どもと一定の距離を保ちながらも子どもと向き合い、自主性を尊重し、見守り、支援するとともに適切な関係性を保つよう努めています。

◇改善を求められる点

○運営にかかる苦情解決等の情報提供の充実および管理の徹底について

- ・法令遵守については、法人の経営方針に定めるとともに研修などさまざまな機会を通して職員に伝えていますが、職員の理解をより深めるために主要法令等の整理とともにリスト化する等適切な管理のもと、遵守すべき法令等の周知が求められます。
- ・第三者評価の受審結果や苦情相談・解決について事業報告に掲載はありますが、ホームページ等では公開しておりません。施設運営の透明性の確保の見地から、養育・支援の質の向上の取り組みの地域等の理解をより深めるために主体的な提示が求められます。
- ・記録の管理体制は個人情報取扱いに関する手順書（規定）を定め運用していますが、情報の廃棄の確認方法についての規定（廃棄内容、廃棄日時、廃棄方法、廃棄者、同立会人等またその証拠となる書面）は確認できませんでした。記録の管理を徹底するための、所要の定め・運用が求められます。

○自立支援計画の子どもや保護者等の同意や被措置児童等の虐待届出について

- ・業務に習熟し職務を理解している職員が多いので、子どもや保護者等に沿った支援が十分に行われていると認められますが、自立支援計画の子どもや保護者等の同意を書面により確認できませんでした。自己決定の配慮のため、所要の対応が求められます。
- ・被措置児童等虐待の届出・通告制度については、施設内に掲示物を掲示し周知を図っていますが、資料を子どもに配布、説明していることは確認できませんでした。虐待等の防止のため、子どもが訴えやすい環境整備が求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

当施設も今回で3回目の第三者評価受審をさせていただきました。

その都度、受審結果に基づき当施設でも検討を行い、改善に向けて取り組んでまいりました。今回も評価結果を真摯に受け止め、更なるサービスの質の向上を目指していきたいと感じています。

また、職員一同、日々の業務や子ども支援を振り返る良い機会となったと感じておりますので、子ども達の支援にしっかりと活かしていきたいと思っています。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <p>○法人の基本理念は各施設の理念を包摂、施設の基本方針と併せて職員手帳に記載するとともにホームページ、パンフレット、事業計画に掲載し、初任者研修やフォローアップ研修、その他の研修、職員会議等で常に職員への周知を図っています。</p> <p>○理念や基本方針を子どもや保護者にわかりやすく説明した資料等の作成や、これらの周知が求められます。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>○地元自治体との意見交換会等を通じた地域福祉計画の策定への参画や将来構想委員会(家庭的養護推進計画の推進、小規模化へ向けた検討、人事体制に関する検討等)の開催(2カ月に1回程度)により、経営環境や課題を把握・分析し、経営環境の変化等の適切な対応に努めています。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p><コメント></p> <p>○経営環境や検討すべき課題については SWOT 分析(施設を取り巻く内部環境要因(Strength <強み>、Weakness <弱み>・外部環境要因 Opportunity <機会>、Threat <脅威>))について把握、分析し、対応(対策)を考え、計画・戦略に生かす)を行い、理事会に報告しています。</p> <p>○経営コンサルタントの意見を取り入れるなどしながら経営方針を決定し、具体的取り組みとして単年度事業計画に反映しています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>○SWOT 分析を実施した結果から各施設の課題を抽出して中・長期計画を策定し、法人運営委員会で全体的な整合性を検討しています。</p> <p>○中・長期計画の内容に数値目標（財政面での裏付けを含む）の記載が確認できませんでした。中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえ、中・長期の事業計画にしたがった「中・長期の収支計画」の策定が求められます。</p> <p>○中・長期計画は毎年見直しを行い、単年度事業計画に反映しています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>○中・長期計画から一旦単年度経営方針に落とし込み、それを基に単年度事業計画を策定しています。</p> <p>○中・長期計画の収支計画が見当たらないので、単年度の収支計画に中・長期計画の収支計画が反映しているのか確認ができませんでした。計画の実現可能性を高めるために中・長期計画の収支計画の策定が求められます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>○部署ごとに1年間の事業内容を振り返り、課題を抽出したうえ全体でまとめ、次年度の事業計画に反映しています。</p> <p>○事業項目ごとに総括を行い成果や課題をまとめ、次年度に取り組むべき内容を示していますが、前年度の評価結果の改善策が次年度の事業計画上で分かりづらい面があります。職員等の理解をより進めるため、表示方法の工夫を望みます。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもには事業計画を配布されておりませんが、必要に応じて子ども会等の機会に口頭で伝えています。事業計画は、子どもの養育に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、子どもに周知し、理解を促すための取組を行うことが求められます。</p> <p>○保護者等には直接事業計画を配布されるようなことはありませんが、子どもの状況をお知らせする際に必要に応じて事業計画の一部を伝えています。子どもや保護者等の事業への理解をより深めるため、周知方法の工夫を望みます。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>○キャリアパス（職歴を積んでいく道筋）を主としてスパイラルアップ（円を描きながららせん状に上昇し発展していく過程）の理論を取り入れたPDCAサイクル（P（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し））の重要性を認識し、各種取組に取り入れています。</p> <p>○自己評価結果をサービス評価委員会が中心となり分析し、サービスの質の向上につなげています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>○毎年の自己評価結果についてサービス評価委員会を中心に分析し、課題を抽出したうえ職員間で共有化を図りながら単年度事業計画を見直し、次年度の事業計画に反映しています。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>○事業計画の基本方針の中に施設長の所信表明等が盛り込まれています。また、職員には各種研修や研修等で常日頃から伝えています。</p> <p>○職務分掌で施設長をはじめ職員の役割を定めています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○取引や会計上の処理については、経理規程により適切な執行に努めています。</p> <p>○法令遵守については、法人の経営方針に定めるとともに研修などさまざまな機会を通して職員に伝えていますが、具体的な取組としては確認できませんでした。</p> <p>○主要法令等の整理を進めていますが、リスト化の段階に達しているとは確認できませんでした。</p> <p>○近年新たな法律の制定や改定も頻繁に行われており、適切な管理のもと、遵守すべき法令等の職員への周知が求められます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>○施設長は豊富な知識と卓越した指導力によって組織を統括し、養育・支援の質の評価・分析、課題解決のための取組体制を構築し、職員の意見を反映するとともに教育・研修の充実を図りながら、福祉サービスの質の向上に取り組んでいます。</p>		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> ○運営会議および将来構想委員会等において経営改善や業務の実効性の向上に向けて取り組んでいます。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> ○法人としてキャリアパスを策定し、職員手帳に盛り込むとともに、日ごろから職員に対して基本的な考え方の意識化を図っています。 ○福祉の就職イベントや福祉系大学、専門学校等に施設から積極的に出向き、教職員や学生との意見交換等の場を設け、福祉の職場への理解を得るように努めています。 ○ホームページの求人欄に、職員育成に関するものとして、(1) 新任研修、フォローアップ研修、その他キャリアパス対応の職員研修体系の整備 (2) 新任職員サポーター制度 (新入職員1名に対し、担当の先輩職員が技術面から精神面までをフォローする体制の充実) (3) 人事考課制度の導入について 掲載し、周知しています。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<コメント> ○人事管理については Do-cap シート ((Do→Check→Action→Plan) = (業務の自己評価と課題設定を行い、本人の能力開発および担う業務の質の向上を図る業務管理シート) による自己評価に基づき職員と面接をして、人事考課にて分析・評価するとともに、昇給・昇任等に反映しています (働き方改革による制度変更を検討中)。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<コメント> ○ストレスチェックの結果について有効性を高めるためカウンセラーを配置し、対応しています。また、新採用職員にはサポーターの役割を務める職員を配置し、新採用職員の業務の理解の促進や精神的負担の軽減を図っています。また、職員の異動希望についても、できるだけ柔軟な取り扱いに努めています。 ○職務の関係上断続勤務の解消が困難なため、ワークライフバランスの取り組みに難しい面があるものの、職員の意向や家庭状況等を鑑みて、できるだけ希望に沿うように努めています。 ○勤務表や出勤簿に有給休暇の取得を促すような内容の文言を掲載するなど、職員が有給休暇を取得しやすい環境整備に努めています。 ○法人で事業所内保育所を開設し、職員が働きやすい環境づくりに努めています (近々企業主導型保育施設と利用契約を締結予定)。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<コメント> ○期待する職員像を職員手帳に明記し、研修やさまざまな機会を捉えて職員への周知の徹底に努めています。 ○職員の育成についても、人事管理と同様に Do-cap シートによる自己目標や計画に基づき職員と面接を行い、年度末にその達成度を評価し、事後の育成に活用しています。		

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>○職員手帳を人材育成の一環として活用し、キャリアパス（キャリアアップ）に対応できるよう構成しています。</p> <p>○職員が自己のキャリアデザインを描けるように目標に沿った支援を行うとともに、職員自身が目標達成の程度とその過程を逐次確認していけるような仕組みを構築しています。</p> <p>○人材育成はステップアップの方法により行っています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>○法人の人材育成計画に基づき各施設の目標に沿って職員の実態を把握したうえで、各職員に応じたきめ細かな研修が組織的に行われています。</p> <p>○外部研修についても内部研修を補う形で職員の希望や必要性に応じてより充実した研修が受講できるように配慮しています。</p> <p>○法人や施設が期待する知識やスキルと職員の習熟度を対比しながら、相互に確認できるような仕組みを構築しています。</p> <p>○内部でのスーパーバイザーを理事長、施設長、副施設長が担い、必要に応じて外部講師を招へいしています。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>○実習に関しては、実習の振り返りの場を大切にし、実習生と意見交換を行うなど施設の実習に対する姿勢と福祉の職場で働く意義の周知を図っています。場合によってはスーパーバイズをすることもあります。</p> <p>○実習においては実習依頼校と十分に協議を重ね、効果的な実習が行えるよう配慮しています。</p> <p>○法人の理念や基本方針に沿って実習を受け入れていますので、基本姿勢としては特に定めておりません。また、マニュアルについても同様です。施設での実習は広く福祉人材を育成するという面を含め、リクルート（求人）という位置付けのもと、施設の姿勢を積極的に示すことが重要であり、施設のイメージアップを図る効果的なツールの活用を望みます。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設の広報誌（紙）の発行はありません。法人としてのかかわり版（地域貢献活動等の紹介）を随時発行しています。</p> <p>○第三者評価の受審結果や苦情相談・解決について事業報告に掲載はありますが、ホームページ等では公開しておりません。運営の透明性の確保の見地から、より養育・支援の質の向上の取組の理解を地域等へ浸透させるための主体的な提示が求められます。</p>		

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>○外部監査については、経理規程で任意監査として行うと定めています。結果については理事会・評議員会に報告するようになっていました。</p> <p>○会計監査人として公認会計士（外部）2名と法人が契約を結び、監査報告を受けています。また、これに併せて県指導監査結果を理事会・評議員会に報告しています（当該施設は「…適正と認める。…整合している」として、指摘事項はなし）。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○中・長期計画および経営方針に地域とのかかわり方について定め、地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことを目的に、地域交流会の開催や日頃からの地域との交流等さまざまな実践活動を行っています。</p> <p>○希望する子どもは地域のクラブチームに参加し、地域の子どもたちとの相互交流を図っています（男子-野球、サッカー等 女子-ダンス、スイミング等）。また地域主催の行事等への参加を積極的に行っています。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○施設は「ボランティアは子どもと自由に遊んでもらうこと」を基本と考え、ボランティアを受け入れていますが、ボランティアに関する基本姿勢の明文化や受け入れマニュアル、ボランティアに対する研修の実施については確認できませんでした。ボランティア受け入れを円滑に進めるために、基本姿勢の明示や子どもや保護者等への事前説明等を含むマニュアル等の整備が求められます。</p> <p>○地域交流委員会としてボランティアの受け入れに取り組んでいます。</p> <p>○小学校の授業「町の探検」の受け入れ、学校教育地域の施設・体験学習への協力を行っています。</p> <p>○必要に応じて中学校の教員が来園し、子どもの学習支援を行っています。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○社会資源リストとしての名称では作成しておらず、緊急連絡網として作成し掲示しています。職員には新任研修やフォローアップ研修等で社会資源のリストを周知しています。より社会資源の情報の共有化の徹底を図るため、目的に即した社会資源のリスト化を望みます。</p> <p>○学校や教育委員会その他の関係団体とのネットワークの強化に努め、情報の共有や連携を図っています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>○町の福祉計画の策定等に参画するなど、地域連携・ネットワーク化を図り、課題やニーズの把握に努めています。</p>		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>○子育てに関する事業として、総称「エンジェル サロン」(子育て中の親同士がお互いの交流を目的とし気軽に集う場所〈主に保育園・幼稚園入園前の子の養育者等を対象としている〉)として、親対象の「ほっとサロン」(相談・息抜き場)、親と子ども対象の「抱っこボックス」(乳児との健康運動体操〈だっことエアロビクスの合成語〉)などを開催し、子育てに悩む地域住民の生活を支援しています。</p> <p>○建物、備品等の学校・地域への貸し出しを行っています。</p> <p>○ふくおかライフレスキュー事業(生活困窮者の生活支援〈経済的支援を含む〉)への協力を行っています。</p> <p>○地域の高齢者の買物支援や高齢者宅へのおせち料理の配達を行っています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもを尊重する施設の姿勢は、法人の職員倫理規程や職員行動指針に定め、施設の子ども用のルールブックに反映するとともに、事業計画の養育計画に取り入れています。</p> <p>○子どもを尊重する具体的対応として養育マニュアルを作成し、これを基に支援を行っています(養育マニュアルは子どもの生活全般を対象とし、成長過程・ライフステージに応じたものとして構成している)。</p> <p>○子どもの尊重や基本的人権については、子どもへのアンケート・聴き取り、意見箱の設置などにより子どもの意向等を汲み、フォローしています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>○子どものプライバシーの保護については、法人の職員倫理規程および施設の職員行動指針に定めています。また、子どもにもルールブックでプライバシー保護の重要性を周知するとともに、理解を深めるよう取り組んでいます。</p> <p>○職員のSNS(Social Networking Service-登録した利用者同士がホームページ上で送受信できる会員制サービス)の利用について、プライバシー保護への注意・配慮事項を定め、周知しています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>○施設見学や研修用として施設のDVDを作成しています。また、施設見学にも丁寧に対応しています。</p> <p>○入所予定の子どもについては、子どもの状況に応じてその子どものニーズに配慮した柔軟な対応に心がけています。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>○年に2回(7月、12月)、保護者宛てに子どもの写真を付け、体重・身長を記載して施設での生活の様子を担当の職員からのものと全体的なこと(ここでは全体的なことがらが該当-No.69 関連)についてお知らせしています。また、年間スケジュール表等を同封することにより、養育・支援の内容の周知を図っています。</p> <p>○自立支援計画に関しては、子どもや保護者に説明し同意を得るようにしていますが、子どもあるいは保護者等のチェックや署名の事跡は確認できませんでした。子どもや保護者等の自己決定の尊重や権利擁護等の観点から、記録として残しておくことが求められます。</p> <p>○入所時面接において、児童、保護者への養育・支援の内容の説明時の対応が養育マニュアルにより定めてはいますが、意思決定が困難な子どもや保護者を対象とした配慮事項は確認できませんでした。子どもや保護者等の意思決定が十分に保障されるような配慮が求められます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○アフターケアについては主任を責任者に配置し、対応マニュアルに沿って記録を残すようにしています。</p> <p>○退所後の相談窓口や方法について口頭では説明していますが、内容を記載した文書までは渡しておりません。支援の継続性を確保する観点から、説明に確実性を期す対応が求められます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもアンケート(満足度調査)を1年に1回行い、結果を集計・分析し、課題解決について集団・個別各々を対象に取り組んでいます。</p> <p>○子ども会には職員が出席し棟ごとに毎月1回行い、子どもの意向を把握するとともに、課題解決については施設全体で取り組んでいます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○苦情解決の状況は事業報告に掲載し、職員には職員会議等で周知を図っていますが、ホームページ等では公開しておりません。施設運営の透明性の確保の観点や養育・支援の質の向上に向けた取組として、適切な公開が求められます。</p> <p>○苦情解決の仕組みについて、子どもや保護者への資料の配布や説明、保護者が苦情を申し出やすい工夫については、確認できませんでした。苦情解決の仕組みが有効に機能し、目的に即した効果的な取組が求められます。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもには子ども会等を通して、相談や意見を述べたりする際に複数の方法や相手を自由に選べることを伝えてはいますが、文書の作成は確認できませんでした。子どもへの周知の徹底を図るため、文書の配布を合わせた周知が求められます。</p> <p>○子どもや保護者等が落ち着いた雰囲気の下で相談できるように、専用の相談室を設けています。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもアンケート（満足度調査）を1年に1回行い、結果を集計・分析し、課題解決について集団・個別各々を対象に取り組んでいます。</p> <p>○子ども会には職員が出席し棟ごとに毎月1回行い、子どもの意向を把握するとともに、課題解決については施設全体で取り組んでいます。</p> <p>○相談や意見を受けた際の記録の方法については定めていますが、報告の手順、対応策の検討等についてのマニュアル等は確認できませんでした。仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等の整備を望みます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>○リスクマネジメント委員会を設置、責任者を配置し体制を整備しています。</p> <p>○事故発生時の対応や安全確保については、養育マニュアルを中心に安全上のリスクをもたらす要因に対応しています。</p> <p>○ヒヤリハット事例の収集・検討は行われていますが、あらゆる分野に関するヒヤリハットの分析、改善策・再発防止策の検討・実施までには至っていない状況です。リスクはあらゆる分野に想定され、リスクの把握は養育・支援の質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために必要であり、徹底した安全確保策が求められます。</p> <p>○事故の未然防止や安全確保策の見直し、実効性の確認は行っていますが、いつ行ったかの記録が確認できませんでした。リスクマネジメントの実効性を高めるため、評価・見直しの記録管理が求められます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○保健衛生委員会を設置、責任者を配置し管理体制を整備しています。</p> <p>○感染症対策については、看護師を中心として関係するマニュアルを作成、手順に関しても写真、フローチャートで説明し、分かりやすいものとなっています。新型コロナウイルスへの対応策等新たな状況にも即応し、法人内の他の施設とも連携を図り、感染症の予防・適切な対応に努めています。</p> <p>○職員会議の際に10分間ミーティングを設け、看護師による健康・医療に関する伝達やミニ研修を行い、学習の機会を設けています。(No.A16 関連)</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○災害時の対応体制として各々の場面での行動基準を定め、フローチャートを含め、法人として事業継続計画を策定しています。</p> <p>○避難訓練は通常の火災、地震、風水害を対象とし夜間想定の実施も行っていますが、初動時集合訓練や事業継続計画による避難訓練は行っていません。より実効性の高い対応策として、地域等を含めた総合的な対策・訓練の実施が求められます。</p> <p>○災害用の非常食は子どもと職員人数の3日分を備蓄し、賞味期限等を適宜確認し更新しています。地域住民に関しては隣接する同法人の施設が避難所に指定されていることもあり、当該施設で対応するようになっています。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>○標準的な実施方法は、子どもの権利擁護やプライバシー保護を基本とした養育マニュアルを作成し対応しています。また、子どもや周りの状況に応じて柔軟に対応しています。</p> <p>○標準的な実施方法については、新任研修やフォローアップ研修、サポーター職員による指導等により、徹底して周知が図られています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>○標準的な実施方法については、自立支援計画を含め毎年見直しを行っています。</p> <p>○標準的な実施方法の検証・見直しに当たっては、子どもや職員等からの意見や提案が反映されるような仕組みをもとに行われています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>○ケース会議・アセスメント会議の中で責任者（副園長）を配置し、定めた手法によりアセスメントを行っています。アセスメントシートには子ども一人ひとりの具体的なニーズや養育・支援内容を明示しています。</p> <p>○アセスメントには心理職が参加し、心理的な視点も取り入れてより効果的な活用を図っています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画は支援の課題・目標とその過程を明確にし、入所開始年次には1カ月、3カ月、12カ月にアセスメントを実施しながら、入所継続の場合でも必要に応じて年2回の見直しを行っています。</p> <p>○評価・見直しにおいても心理職が参加し、綿密な検討のもとに心理的側面からの視点を取り入れ行っています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>○さまざまな記録についてその方法を定め、記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように記入例等を示しています。また、新任職員の記録の仕方の支援をサポート担当の職員が対応しています。</p> <p>○記録要領等を職員に周知するために新任職員研修において徹底して取り組み、事後も継続しています。</p> <p>○子どもの記録をICT（インターネットを利用して情報交換やコミュニケーションを行う情報通信技術）で個別管理（個別日誌をベースとしてグループごとに作成したものを月ごとのケース記録に反映し、全職員がパソコンにより閲覧・確認）できるようになっています（身体測定を含む-No.A16 関連）。</p>		

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○記録の管理体制は個人情報の取扱いに関する手順書（規定）を定め運用していますが、情報の廃棄の確認方法についての規定が見当たりませんでした（廃棄内容、廃棄日時、廃棄方法、廃棄者、同立会人等またその証拠となる書面）。情報管理の確実性を期すため、所要の取り扱いについての定めが求められます。</p> <p>○個人情報の保護および開示に関する手順を定め、記録管理の責任者として副園長を充てています（職務分掌により）。</p> <p>○個人情報の管理のために個人情報保護推進委員会を設け、職員には SNS 等の使用について、職員会議や研修等で遵守事項の徹底を図っています。</p> <p>○個人情報を含む情報は法人サーバー（情報提供および情報処理機能の役割を果たすコンピューター上の一つのシステム）で管理しているものもあります（事務的なもの）。職責によりアクセス制限を設け、アクセス履歴が残るようになっています。USB メモリによる情報の持ち出しは、貸出簿に記録し管理するようにしています。</p> <p>○個人情報の取り扱いについては、プライマリーポリシー（個人情報保護方針）として内外に表明するとともに、折に触れ子どもや保護者に伝えています。</p>		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A① 46	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント></p> <p>○法人の理念の中には福祉のあらゆるジャンルにおいて人のライフステージや生活の不自由さの程度を考慮した権利擁護が貫かれています。これを施設ごとに具現化したのが職員手帳に盛り込まれ職員の行動指針となっています。これらに関連するものが権利擁護についての規程・マニュアル等に示されています。</p> <p>○子どもの思想・信教の自由については、本施設はキリスト教の精神にのっとり運営、子どもや職員には朝食前に「主の祈り」を唱えるようにしていますが、必ずしなければならないというものではなく、子どもの意思を尊重しています。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A② 47	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>○職員は子ども会や日常生活の中で、子どもの細かな変化を見逃さないように留意し、子どもが安心して生活できるように配慮しています。</p> <p>○権利擁護に関する研修については、職員用の CAP（Child Assault Prevention-子どもへの暴力防止のことで、子どもへの暴力（いじめ、虐待、体罰、誘拐、痴漢、性暴力など）から自分の体と心を守る予防の手立て〈No.62 関連〉）研修をはじめ、職員の理解を深める取組を行っています。</p> <p>○子ども会議を月に 1 回開催し、施設のルールブックや権利ノートを活用しながら、自他の権利について学ぶ機会を設けています。</p>		

A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組		
A③ 48	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもの生い立ちを振り返る取組を人とのつながりを大切にすることを基本に据え、子どもの育ちをつなぐことに重点を置いています。</p> <p>○子どもごとに育ちのアルバムを子どもの成長の歴史年表という意味合いで作成し、ライフ・ストーリー・ワーク（出生からの日々を整理し、受け止め、未来に目を向けていくこと）に生かしています。</p> <p>○児童相談所の協力を得て、子どもの状況に応じて職員の連携を図りながらライフ・ストーリー・ワークに取り組んでいます。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④ 49	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○虐待防止対応規程により、「施設の児童への虐待の防止を図るために、施設事業の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに、施設事業に対する社会的な信用を向上させ、児童の人権を保護し、健全な支援を提供すること」を目的として定め、子どもの虐待防止に努めています。</p> <p>○職員に対して職員会議や研修の機会を通じて、国の「被措置児等虐待対応ガイドライン」や全国児童養護施設協議会の「倫理綱領」の周知の徹底を図り、適切な対応に努めています。</p> <p>○子どもが不適切なかかわりを受けた場合については規定を設けて対応していますが、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みについては、職員への周知を含めて十分であるとは確認できませんでした。実効性の高い虐待防止策として、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みの整備とともに職員への周知が求められます。</p>		
A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤ 50	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○子ども会議の実施により、共生の意識を育み子どもの主体性を尊重することにより、一人ひとりの自己実現につながるようなかかわりに留意しています。</p> <p>○子どもたちの生活は自分たちでつくるという考え方の下、ルールブックに則しながらもできるだけ柔軟に対応し、生活の実感を保てるように配慮しています。</p> <p>○職員が子どもの買物に同行したり、小遣い帳の記帳方法等を助言したりすることによって、金銭感覚が身につくように支援しています。</p> <p>○特に高校生等でアルバイトをする子どもについては、将来の自活生活の費用等を念頭に入れて、貯蓄やお金の使い方について、自立への意欲を高めるように助言しています。</p>		

A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥ 51	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○入所や退所に関して担当職員以外にも心理職、看護師、栄養士等の他職種がかかわり、当該子どもとの関係性を深めています。</p> <p>○入所前の友人との交流や保護者との関係性が途切れないように、面会の環境等を整えながら子どもの孤立感をなくすように配慮しています。</p> <p>○入所前の施設見学等に応じ、子どもや保護者に対して生活上の不安の軽減に努めるとともに、入所に際しては本人が安心感を保てるように居室を整えたり、興味を覚えるような物を準備したりしています。</p>		
A⑦ 52	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○アフターケア担当職員として主任および副主任を配置しています。</p> <p>○退所後の生活にできるだけスムーズに移行できるように事前に社会資源の活用・調整を図り、支援に努めています。心理職が退所後にセラピー（薬や手術によらない心理療法や物理療法）としてかかわることもあります。</p> <p>○高校1～3年生の希望者を対象とし、職場体験を中心とした自立支援プログラムを実施しています（8名程度、体験談の発表等で卒園生の参加もある）。参加者同士の仲間づくりも大切にし、社会生活への適応準備として行い、参加者には前後にアンケートを実施し、子どもの意識変化を確認するとともに事後の支援に活用しています。</p> <p>○退所者については地域交流会などに招待するなど、関係性の継続に努めています。また、施設での宿泊許可や就職支援も行っています。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧ 53	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a
<p><コメント></p> <p>○職員は日ごろからの子どものかかわりを大切にし、子ども会議、職員会議や各種研修を通して子ども自身や子どもが置かれている状況への深い洞察力を養うことにより、子どもを理解し受け入れ信頼関係を構築するとともに、子どもに即した対応に努めています。</p> <p>○自分の気持ちを率直に表出する子どもには、日ごろのかかわりの中から子どもの感情や気持ちを汲み取り、子どもの安心感が増すように努めています。</p>		
A⑨ 54	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築するを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○生活上のルールは基本的にはルールブックに沿ってはいますが、子どもの自身や周りの状況をも踏まえて、柔軟に対応しています。</p> <p>○子どもの生活単位である棟ごとに子ども会議を実施し、その中で子どもたちが各々意見を出し合いながら、自分たちでルールづくりができるように職員が支援しています。</p> <p>○子どもにとって夜間でも安心できるように当直室の灯りをつけるなど、職員の存在が分かりやすいような配慮をしています。</p>		

A⑩ 55	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p><コメント></p> <p>○できるだけ子ども自身が意欲的に自信をもって判断・行動できるように、職員は日ごろから子どもとの一定の距離を保ちながらも、子どもと向き合い自主性を尊重し、見守り、支援するとともに適切な関係性が維持できるように努めています。</p> <p>○子どもが仮につまずきや失敗の体験をしても、その体験が将来の問題解決のために役立つことを学び、問題解決力を高めていけるようにフォローしています。</p> <p>○朝・夕の時間帯にはパート職員を配置し、常勤職員が少ない時間帯をカバーできるような勤務体制を設けています。</p>		
A⑪ 56	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p><コメント></p> <p>○特別な配慮が必要な子どもには特別支援学校・学級への通学の検討や、発達課題に応じたリハビリや心理治療を訓練施設・医療機関で行うとともに、これらの施設・機関との連携を図りながら施設内でのケアの充実に努めています。</p> <p>○学校や公民館等で子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握するとともに、日常生活の様子からニーズを把握し、ニーズを勘案しながら健全で必要性の高いものを優先して図書や遊具等を揃えています。</p> <p>○子どものニーズが高くても、高価なものや子どもでは安全性の確保を含めて取り扱いが困難なものについては、その理由を納得できるように分かりやすく説明したり、代替案を示したりしています。</p> <p>○該当児には3年課程の幼稚園に通園させています。</p> <p>○ボランティアは子どもの学習支援、地域交流会等の行事の開催、絵本の読み聞かせ、バドミントン等のレクリエーションを主に受け入れ、子どもの学びや遊びの保障に努めています。</p>		
A⑫ 57	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもたちに人が集団として生活していくうえで一定のルールが必要なことを、子ども会議や日常の生活の中で子どもの理解度に応じて伝えていきます。</p> <p>○子ども会等で子どもと職員がなぜルールが必要か、またルールを守ることの大切さを一緒に考え、ルールを守ることが最終的に自分を守ることにつながることを理解できるように支援しています。</p> <p>○子どもたちにルールを守ることを教えるには、まず職員が率先垂範して子どもの模範となるべく行動することが大切と考え、接遇マニュアルを設け日々実践しています。</p> <p>○食事や着替え排せつなどの日常生活を営む上での基本的な動作については、基本的運動能力のチェックにより個々の子どもに必要な支援を把握し、安全面を考慮した能力の取得・向上につなげています。</p> <p>○対人関係や通信情報機器を活用してのコミュニケーションについて、まず職員がSNS等の利用について認識し、そのことを踏まえ安全な利用方法を子どもに伝えていきます。</p>		

A-2-(2) 食生活		
A⑬ 58	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>○食生活においては子どもたちの記憶に残る料理をつくることを心がけ、健康な身体と食べる力を育むために食事アセスメントを行い、子どもたち一人ひとりがおいしいと思う料理をつくり、子どもの成長を保障することを目的としています。</p> <p>○子どもの年齢、性別、身長、体重、活動量等を把握し、その子どもに応じた適正な栄養管理を行うとともに子どもの残食や嗜好調査を行うことによって、健康な身体づくりへの支援を行っています。</p> <p>○四季折々の食材を使用することによって、食事を通して季節感を感じ食事への興味・関心、食べる意欲を高めるとともに、また同時に、日本の伝統や文化に関係した食事を経験することで、豊かな食文化の継承・発展に寄与する取組を進めています。</p> <p>○食事の場が楽しくコミュニケーションを広げる場として、また買物、調理や後片付けを通じて、将来の自立生活に役立つように職員と子どもが協同して取り組んでいます。</p> <p>○職員会議の際に10分間ミーティングを設け、栄養士による食生活・栄養に関する伝達やミニ研修を行い、学習の機会を設けています。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭ 59	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○衣類購入計画に基づき、衣類の在庫を確認しながら子どもの体格、好み等を把握したうえで、季節や子どもの意向を尊重して購入を決め、小学生以下は職員が付き添って購入しています。中学生以上は子ども同士などで自ら購入しています。また、TP0に合わせた衣類の選択や衣類を通じて適切に自己表現できるように支援しています。</p> <p>○幼児や衣服の調整が困難な子どもには、職員が季節や気候の変化に応じて、子どもの好みを尊重しながら衣類の選択を支援しています。また、子どもの特性によってこだわりが強かったり過敏な肌感覚の子どもには、子どもが納得するように説明したうえで、衣類の調整を行っています。</p> <p>○汚れた衣類の洗濯やアイロンかけ、補修等は危険に注意しながら子どもが関心を持つように行い、子ども自らが行えるように支援しています。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A⑮ 60	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
<p><コメント></p> <p>○本園の建物は大舎制のままですが、レイアウト、間仕切りや備品等の配置を工夫し、子どもができるだけ居心地よく過ごせるように配慮しています。</p> <p>○本園でも中高生には個室を保障し、定期的に居室替えを行うとともに、刺激に敏感な子どもにはクールダウン（怒りの感情を鎮めること）できる部屋を設けたり、子どもが状況に応じて落ち着いて過ごせるように環境設定に努めています。</p> <p>○本園でも食事は棟ごとの共有スペースで家庭的な雰囲気の下で取ることができるように配慮していますが、基本的に一括調理方式であり、ダイニング・リビング形式の採用までには至っておりません。より家庭的な雰囲気が保てるような工夫を望みます。</p> <p>○施設の整美については、施設部・保健生活委員会・リスクマネジメント委員会が協同して取り組み、破損個所の迅速・適切な補修・修繕や快適な生活環境の提供に努めています。</p> <p>○掃除や片づけが苦手な子どもには、職員が手伝ったり、イラスト・写真を使って整理整頓の方法を示し、習慣化できるように支援しています。</p>		

A-2-(5) 健康と安全		
A①⑥ 61	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○毎月身長・体重を測定し記録 (No.44 参照)、ICTにより管理するとともに平日は子どもの登下校の前後に、休日は午前・午後の2回体温を計測し、子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握、子どもの健康管理に努めています。</p> <p>○健康上特別な配慮を必要とする子どもについては、毎日の観察項目を定めるとともに、嘱託医や医療機関と連携して、適切な対応に努めています。</p> <p>○服薬管理については、薬局から受け取った後、看護師が個人ごとに振り分けを行い、服薬回数ごとにビニール袋に小分けし、氏名・服薬時等を明記、施錠できる保管庫で管理しています。服薬は1日分を看護師から確実に担当職員に手渡し、スタッフの部屋で保管後、誤与薬を生じないように服薬の都度複数の職員で服薬終了を確認・記録のうえ、空になった袋を医務室に返還、看護師がチェックし、総合的な服薬管理を行っています。</p> <p>○服薬管理は看護師を中心に誤与薬の防止に努めていますが、職員間の連携や徹底が十分に図られていない面が見受けられました。服薬確認までの過程ごとに薬の所在を確実に確認するようなチェック体制の強化が求められます。</p> <p>○職員会議の際に10分間ミーティングを設け、看護師による健康・医療に関する伝達やミニ研修を行い、学習の機会を設けています。(No.38 参照)</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A①⑦ 62	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p><コメント></p> <p>○子どものプライベートゾーン（他人にみだりに見せたり、触らせたりしない身体の部分）やパーソナルスペース（他人に近づかれると不快に感じる領域・エリア）についての認識を高めることによって、バウンダリー（自分と他人との良好な関係を保つために境界を明確にする〈一線を画す〉こと）関係について学ぶ環境を日常的に整え、子どもへの定着化を図っています。</p> <p>○外部講師によるCAP (No.47 参照) 研修等の取組を行っています。また同時に、職員用の研修も行われています。</p> <p>○入浴に関しては浴槽が大人用ではありますが、子どもごとに入浴時間を設定し（約20分）1人ずつ入浴できるように配慮しています。</p> <p>○性に関する教育は行っていますが、カリキュラムの作成・活用は行っておりません。子どもの年齢や発達段階に応じたカリキュラムを用意し、子どもの状況に応じたより効果的な取組が求められます。</p>		

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱ 63	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもの行動上の問題については、子どもへの理解を示しながらも、子どもがしてはいけないことなどを理解し、より良い行動につながるように支援しています。</p> <p>○子ども間の暴力など問題の発生に対応するため、クールダウンできる部屋を設けたり、子どもが状況に応じて落ち着いて過ごせるように環境設定に努めています。</p> <p>○日頃から子どもの施設での生活の様子や周囲の環境の変化に気を配り、問題の未然防止に努めるとともに、問題を生じた時にはその要因を十分に分析して、施設全体で対応するようにしています。</p> <p>○子どもの問題行動によりダメージを受けた職員には、精神的な回復も含めて施設内での対応のみならず外部の相談機関等にもつなげられるよう配慮しています。</p> <p>○子どもの問題行動については、児童相談所、専門機関、警察等と協議を重ねより良い解決の方策を見いだすように努めています。</p>		
A⑲ 64	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもの問題行動には原則として複数の職員で対応できるように週間勤務の中で調整し、他部署も含めて連携し対応するようにしています。また、夜間の時間帯には男性職員が1人は棟の勤務に従事するようにしています。</p> <p>○子ども同士の関係性や年齢に応じた部屋割りや配置をするとともに、子どもの状況によって児童相談所への通所や来園による面接指導などの対応を行っています。</p> <p>○子どもの問題行動が頻発したりその程度によっては、児童相談所と連携し当該児童を一時保護したりするなどにより施設での生活を中断するなど、問題行動解消へ向けての教育の機会・期間を設けるようにしています。</p>		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳ 65	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○心理的ケアを必要とする子どもに対しては、心理アセスメントや心理療法を行うとともに、地域へのコンサルテーション(専門家が別の専門家に対して行う助言や支援のこと)の役割を担っています(学校・医療機関、里親等)。</p> <p>○担当職員との密接な情報共有を行い、心理的知見を活かした支援を提案しています。</p> <p>○職員会議の際に10分間ミーティングを設け、心理職による心理に関する伝達やミニ研修を行い、学習の機会を設けています。</p> <p>○心理職は自立支援計画の策定や見直し、その他子どもの支援にかかる様々な場面における環境調整や職員へのコンサルテーションや子どもへのトラウマインフォームドケア(心の傷とその影響を理解しながら適切に対処すること)の視点からの職員向けの心理教育を担っています。</p> <p>○心理職は法人内の心理職や施設の心理職との勉強会等を活用し、情報交換や自己研さんに努めています。また、外部の専門家からのスーパービジョン(指導を受ける者が指導者から指導・教育を受ける過程)を受け体制を整備しています。</p> <p>○保護者に対しては面接等の機会に保護者が抱える不安などに配慮しながら、安心感を高め自ら解決策を見いだせるような支援に努めています。</p>		

A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳ 66	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○子ども各自に机を用意して学習環境を整え、職員が見守りながら学習（宿題）に取り組んでいます。また、基礎学力の習得や学力の向上に向けて、学習のためのプリントやカードを子どもの能力や学習進度を考慮しながら職員が作成し、担当教員の協力を得ながら支援しています。中学生は担当教員から週1回の個別支援を受けています。</p> <p>○特別な配慮を必要とする子どもには、状況に応じて学校と連携しながら、子どもが関心を持ちやすいように教材等を工夫し、学習内容や学習方法について学校の協力を得ています。</p> <p>○塾については子どもの希望を優先しつつも、子どもの能力や学習効果を考慮しながら決定し、公共交通機関等を利用して子ども自らで通塾しています。</p>		
A㉑ 67	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○進学・就職の学年に当たる子どもには施設で進路選択に必要な資料を収集し、担当職員等が子どもに説明、話し合いを進めています。また、進学の場合の経済的負担を考慮して各種奨学金制度を紹介するなど受験のハードルを低くするように努めています。</p> <p>○進学の場合には子どもと一緒に職員が学校のオープンキャンパスに参加するなど、より現実味の高い情報収集を図るとともに、保護者等の意向の確認や児童相談所と情報共有を行い、子どもの進路の自己決定が円滑にできるように支援しています。</p> <p>○中卒や高校中退の子どもには、子どもの希望を尊重しながら求人情報や職員による職場訪問等により求人・就職のマッチングにつなげています。</p> <p>○大学等に進学し措置解除となった子どもについては、本人の意向や経済状況等を勘案し、必要に応じて生活の場として卒業まで職員寮を無償で提供しています。</p>		
A㉒ 68	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○高校生を対象として自立支援プログラム（社会生活に必要な知識の習得やお互いに支え合う仲間づくりの機会の提供を目的としている）を実施し、生きる力を醸成する場を設けています。</p> <p>○ボランティア団体の協力を得て、会員が属する会社での職場体験や実習、見学を通して、現実的・実的に仕事や社会の仕組みを知る機会を提供しています。</p> <p>○在学中に取得できる資格は当然のこととして、英検や漢字検定のほか就職に有利な資格の取得を奨励、支援しています。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓ 69	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>○年に2回（7月、12月）、保護者宛て子どもの写真を付け、体重・身長を記載して施設での生活の様子を担当の職員からのものと全体的なこと（ここでは子どものことが該当）についてお知らせしています。（No.31 参照）</p> <p>○日常的な保護者との電話や子どもとの面会、子どもの外出・一時帰宅を通して、保護者と話し合う機会を積極的に設け、関係づくりに取り組んでいます。</p> <p>○保護者等による「不当に妨げる」行為やカスタマーハラスメントについては、防犯対応マニュアルにより対応しています。</p> <p>○年度初めに子どもに関する学校、地域、施設等の行事予定を保護者に渡し、行事への参加を積極的に呼び掛けています。また、別便にて長期休暇中の予定表等を郵送しています。</p>		

A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A②⑤ 70	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○児童相談所と連携しながら「親子絆再生事業」（社会的養護施設で生活している子どもが再び家族のもとで生活できるように親子関係の調整や改善を図る事業）に取り組んでいます。</p> <p>○ケース会議等を通じて職員間の情報共有を図り、支援方針を明確化するとともに自立支援計画に反映しています。</p> <p>○新設した小規模児童養護施設内の親子生活訓練室（社会的養護関係施設を利用している子どもが家庭復帰を目標として保護者等と時間を過ごすための宿泊をも可能な設備を備えた部屋のこと）を活用して、親子関係の再構築に向けて取り組んでいます。</p>		